

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート調査に関する資料「対象とした高等学校等名一覧」及び「調査に際して回答者に示した新設組織に関する資料」が添付されていないため、提出すること。
2	アンケート調査について、①興味のある学問分野②進路希望③受験意向④入学意向のクロス集計の結果、新設組織の入学定員を下回るため、入学定員を充足する別の具体的根拠を示すこと。
3	上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、各審査意見において、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示していない情報「設置の理念」「アドミッション・ポリシー」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	既設校の定員超過を是正する方策について説明すること。（金沢学院大学経済学部経営学科）
2	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示していない情報「設置の理念」「アドミッション・ポリシー」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

意見	
1	アンケート調査に関する資料「対象とした高等学校等名一覧」が添付されていないため、提出すること。
2	アンケート対象者に明示していない情報「設置の理念」「養成する人材像」「アドミッション・ポリシー」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

意見	
1	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
2	アンケート調査について、①興味のある学問分野②進路希望（私立大学）③受験意向④入学意向のクロス集計の結果、新設組織の入学定員を下回るため、入学定員を充足する別の具体的根拠を示すこと。
3	上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、各審査意見において、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る 学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示していない情報「設置の理念」「アドミッション・ポリシー」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。
2	アンケート調査について、①興味のある学問分野②進路希望③受験意向④入学意向のクロス集計をした上で、改めて定員充足できる見通しを説明すること。加えて、クロス集計をした場合、新設組織の入学定員を下回る場合は、入学定員を充足する別の具体的根拠を示すこと。
3	上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、各審査意見において、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る 学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート調査に関する資料「対象とした高等学校等名一覧」が添付されていないため、提出すること。
2	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
3	競合校における分析について、以下の点を明らかにした上で、改めて新設組織における学生確保の見通しについて説明すること。 (1) 競合校の選定理由及びその妥当性 (2) 競合校との比較分析による、地域の特性や教育内容の特色等を踏まえた新設組織の優位性（ニーズに訴求するのか等） (3) 競合校が定員未充足であるにもかかわらず、新設組織の定員が充足すると考える理由及びその根拠 (4) 競合校の不合格者が新設組織を志望する可能性があるとする理由及びその根拠
4	学生募集地域について、以下の点を明らかにした上で、新設組織における学生確保の見通しを説明すること。 (1) 設定した学生募集地域及びその設定理由 (2) 設定した学生募集地域の直近5年間の岡山県への進学状況及び地元残留率の低い地域から岡山県に進学すると見込む根拠 (3) 設定した学生募集地域における、国際文化及びその隣接分野の大学の志願動向の分析結果 (4) (1)～(3)を踏まえた、設定する学生募集地域から見込む新設組織の志願者数及び入学者数とその根拠 (5) (1)～(4)を踏まえた、新設組織の学生確保に向けた具体的な方策
5	定員未充足の既設組織について、入学定員充足率が近年低下傾向にあることから、その要因をどのように分析しているかを明確にし、具体的な改善方策を説明すること。
6	上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、各審査意見において、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る 学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート調査に関する資料「対象とした高等学校等名一覧」が添付されていないため、提出すること。
2	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
3	アンケート結果について、①興味のある学問分野②進学希望（Q1の選択肢2「私立大学に進学」）③受験意向④入学意向をクロス集計した結果が新設組織の入学定員を下回るため、入学定員を充足する別の具体的な根拠を示すこと。
4	競合校における分析について、以下の点を明らかにした上で、改めて新設組織における学生確保の見通しについて説明すること。 (1) 競合校の選定理由及びその妥当性 (2) 競合校との比較分析による、地域の特性や教育内容の特色等を踏まえた新設組織の優位性（ニーズに訴求するのか等） (3) 競合校の「女子学生の比率」が20%前後であるにもかかわらず、新設組織の定員が充足すると考える理由及びその根拠
5	「令和5年度に近隣の女子大学2校でデータサイエンス系の学科の新設がHP等で報じられている」と説明しているが、既存の大学のみならず新たに設置される競合校の状況も見据えた中長期的な学生確保の見通しについて説明すること。
6	学生募集地域について、以下の点を明らかにした上で、新設組織における学生確保の見通しを説明すること。 (1) 設定した学生募集地域及びその設定理由 (2) 設定した学生募集地域の直近5年間の岡山県への進学状況及び地元残留率の低い地域から岡山県に進学すると見込む根拠 (3) 設定した学生募集地域における、データサイエンス及びその隣接分野の大学の志願動向の分析結果 (4) (1)～(3)を踏まえた、設定する学生募集地域から見込む新設組織の志願者数及び入学者数とその根拠 (5) (1)～(4)を踏まえた、新設組織の学生確保に向けた具体的な方策
7	定員未充足の既設組織について、入学定員充足率が近年低下傾向にあることから、その要因をどのように分析しているかを明確にし、具体的な改善方策を説明すること。
8	上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、各審査意見において、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示していない情報「設置の理念」「アドミッション・ポリシー」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る 学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

意見	
1	アンケート調査に関する資料「対象とした高等学校等名一覧」が添付されていないため、提出すること。
2	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
3	アンケート調査について、「①興味のある学問分野」の選択肢は他の分野との比較となっておらず、説明のあるクロス集計の結果をもって、学生確保の見通しがあるとは言い難いため、別の根拠を示すなどによりアンケート結果の信頼性を説明するとともに、改めて定員充足できる見通しを説明すること。
4	上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、各審査意見において、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る 学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
2	クロス集計に使われている興味のある学問分野が「看護・リハビリ・医療技術（放射線含む）」となっており、申請のある医療検査学科より広い分野となっているため、アンケート結果の信頼性を説明すること。
3	上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、各審査意見において、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

意見	
1	アンケート対象者に明示していない情報「設置の理念」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。
2	クロス集計に使われている興味のある学問分野が「看護・リハビリ・医療技術（放射線含む）」となっており、申請のある診療放射線学科より広い分野となっているため、アンケート結果の信頼性を説明すること。
3	上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、各審査意見において、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る 学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

意見	
1	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
2	アンケート調査について、①興味のある学問分野②進路希望③受験意向④入学意向のクロス集計をした上で、改めて定員充足できる見通しを説明すること。加えて、クロス集計をした場合、新設組織の入学定員を下回る場合は、入学定員を充足する別の具体的根拠を示すこと。
3	競合校における分析について、以下の点を明らかにした上で、改めて新設組織における学生確保の見通しについて説明すること。 (1)競合校の定員が未充足であり、また、長野県において18歳人口が減少しているにもかかわらず、新設組織の定員が充足すると考える理由及びその根拠。 (2)女子大である競合校に対して、新設組織を共学化し男子学生が受入対象となることによって学生確保を見込むと考える理由及びデータ等を用いたその客観的な根拠。
4	上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、各審査意見において、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る 学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

意見	
1	アンケート調査に関する資料「対象とした高等学校等名一覧」が添付されていないため、提出すること。
2	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
3	<p>高校生へのアンケート調査を踏まえた学生確保の見通しにおける分析について、以下の点を明らかにした上で、改めて新設組織における学生確保の見通しについて説明すること。</p> <p>（1）①興味のある学問分野②進路希望③受験意向④入学意向のクロス集計結果（①興味のある学問分野に関するクロス集計がなされていない。）</p> <p>（2）（1）の結果、入学定員を下回る場合、入学定員を充足することを示す別の具体的根拠</p> <p>（3）②進路希望の設問の選択肢を「進学」「就職」「その他」のみとしていることから、「四年制大学」「短期大学」「専門学校」等と詳細に設定していない理由及び選択肢「進学」をクロス集計することで学生確保の見通しがあると分析する妥当性</p>
4	新設組織で定員未充足が継続した場合の財務や教育研究への影響について、令和6年度中の改組に要する経費、既設組織の定員未充足が継続する可能性、法人全体の経常経費等を考慮していないため、それらを分析した上で、改めて対応方針（リスクシナリオ）を説明すること。
5	<p>競合校における分析について、以下の点を明らかにした上で、改めて新設組織における学生確保の見通しについて説明すること。</p> <p>（1）競合校の選定理由及びその妥当性</p> <p>（2）競合校との比較分析による新設組織の優位性（どのニーズに訴求するのか等）</p> <p>（3）競合校が定員未充足であり、一般社団法人全国歯科衛生士教育協議会結果報告において志願者倍率が減少傾向であるとの報告があるにもかかわらず、新設組織の定員が充足すると考える理由及びその根拠</p> <p>（4）新設組織の学生納付金が競合校より高額である理由及び志願者数や入学者数に与える影響の分析結果</p>
6	新設組織での学生確保の取組の実施により、どのような効果があるのか不明であるため、募集地域等のターゲット層を明確にした上での法人の戦略と新たに実施する個々の取組の効果に関する分析内容を説明し、個々の取組を通じた入学者の見込み数を示すこと。なお、実績のある取組については、個々の取組ごとにその効果を検証した上で、分析内容を説明すること。
7	開設初年度は学生募集活動の開始時期が競合校より遅れることが想定されるため、競合校を含めた短期大学の入学者選抜実施状況等の分析結果を踏まえて、その具体的な方策や学生確保の取組等を説明すること。
8	上記の審査意見のとおり、学生確保の見通しに関して、設定する定員が充足するか不明確であるため、各審査意見において、新たな根拠に基づき学生確保の見通しがあることを説明し、設定する定員の妥当性を明らかにすることが難しい場合は、定員を見直すこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	既設校の定員未充足の改善方策について説明すること。（日本医療大学保健医療学部臨床工学科、日本医療大学総合福祉学部介護福祉マネジメント学科、日本医療大学総合福祉学部ソーシャルワーク学科）
2	アンケート対象者に明示していない情報「アドミッション・ポリシー」「競合する大学の学部等名称」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。
3	アンケート結果について、①受験意向②入学意向③入学年度（開設年度）のクロス集計をした結果、新設組織の入学定員を下回るため、入学定員を充足する別の具体的な根拠を示すこと

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	既設校の定員未充足の改善方策について説明すること。（弘前医療福祉大学短期大学部口腔衛生学科）
2	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
3	アンケート調査の対象地域が、新設組織が想定する学生募集地域と異なるため、両者の地域を合わせた上で分析すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

意見	
1	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
2	アンケート調査について、社会人で「進学をしたい」と回答した者の進学を希望する入学年度が不明であり、開設年度に定員を充足する見通しが不明確なため、別の具体的根拠に基づき、改めて定員充足できる見通しを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示していない情報「設置の理念」「アドミッション・ポリシー」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

意見	
1	アンケート対象者に明示していない情報「設置の理念」「アドミッション・ポリシー」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。
2	アンケート調査について、進学を希望する入学年度に係る設問がなく、開設年度に定員を充足する見通しが不明確なため、別の具体的根拠に基づき、改めて定員充足できる見通しを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示していない情報「設置の理念」「アドミッション・ポリシー」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示していない情報「設置の理念」「アドミッション・ポリシー」があり、新設組織の条件を十分に理解していないおそれがあるため、提示していない条件と回答内容との関係性を更に分析し、アンケート結果の信頼性を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
2	アンケート調査について、①受験意向②入学意向③入学年度（開設年度）のクロス集計をした上で、新設組織（博士前期課程）の入学定員を下回るため、入学定員を充足する別の具体的根拠を示すこと。


令和6年度開設予定の大学の学部等の設置に係る
学校法人の寄附行為（変更）認可申請に関する意見

	意見
1	既設校の定員超過を是正する方策について説明すること。（倉敷芸術科学大学生命科学部動物生命科学科）
2	既設校の定員未充足の改善方策について説明すること。（岡山理科大学理学部物理学科、理学部化学科、工学部応用化学科、教育学部中等教育学科、千葉科学大学薬学部薬学科、危機管理学部動物危機管理学科）
3	アンケート対象者に明示する情報にアドミッション・ポリシーが含まれていないが、入学に当たって求められる資質・能力を回答者に周知するためにどのような工夫を行ったのかを説明すること。
4	獣医学研究科獣医保健看護学専攻修士課程に関するアンケート調査について、社会人で「入学したい」と回答した者の進学を希望する入学年度が不明であり、開設年度に定員を充足する見通しが不明確なため、別の具体的根拠に基づき、改めて定員充足できる見通しを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る
学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。(代表権登記)
2	休止中の収益事業があることから、事業の再開等その在り方について説明すること。
3	
4	令和4年度補正予算の会議の開催順序について、審査参考資料総括表と審査参考資料で理事会の開催時間の記載が異なる。実状に併せてこれらが整合するように修正するとともに、会議の運営が寄附行為に基づき行われていない場合は、その理由と今後の改善方を説明すること。
5	収益事業は、設置する私立学校の教育に支障のない限り行うことができるものであるため、赤字となっている事業の今後の対応を説明すること。
6	令和3年5月7日開催の理事会で、「 XXXXXXXXXX 」が審議されているが、寄附行為等に基づいた措置がなされたかを説明すること。また、当該理事会は理事の業務執行の状況を監査する監事が欠席しているが、その理由を併せて説明すること。
7	学生確保審査意見への対応において、アンケート調査結果の「併願先の可否を考慮して入学を決める」と回答した人数に既存学部合格者総数の直近3ヶ年平均入学率11.0%を掛けているが、入学率を用いるのであれば、合格者のうち実際に入学した割合を学部ごとに示す等、より詳細なデータを提示した上で、入学率を用いることの妥当性を明らかにし、改めて入学定員を充足する具体的な根拠を示すこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携方法を始め、監事による監査の体制の改善方策について検討し、今後の対応を説明すること。（法人共通）
2	

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	令和3年度中に開催された評議員会、令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、その理由と今後の改善方策を説明すること。
2	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）
3	寄附金の募集開始時期が、入試との関係で誤解を招く時期となっていることから、今後は適切に改めること。
4	理事会・評議員会の委任状の様式が添付されていないため、添付すること。
5	評議員が欠員となっており、評議員数が理事数の2倍を超えていないため、速やかに是正されるよう、今後の補充計画を説明すること。
6	遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携方法を始め、監事による監査を実施するに当たり、どのような工夫をしているのかを説明すること。
7	理事が競業をすることに対して、理事会承認予定日を説明するとともに、速やかに理事会の承認を得ること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）
2	審査参考資料の財務比率表に、完成年度における財務比率の記載がないため、修正の上、改めて提出すること。また、完成年度における学生生徒等納付金に対する教育活動支出の割合が同系統の学校法人の平均値に比べ低い場合は、学生生徒等納付金の学生への還元方策について説明すること。
3	既設の金沢学院大学文学部及び経済情報学部について、令和5年4月時点の入学定員充足率が収容定員充足率に対して大きく低下している。特に新設組織と関連すると考えられる経済情報学部については、新設組織の定員充足率に影響を及ぼすことも想定されることから、大学全体及び新設組織に関連する既設組織の入学定員充足率が低下した要因の分析結果を明確にした上で、今後の定員未充足の改善方策を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	評議員が欠員となっていることから、今後の補充計画を説明すること。
2	理事で顧問を兼務している者がいることから、顧問の位置付けとそれぞれの職務内容を明らかにした上で、兼務する妥当性を説明すること。
3	専務理事が監査室長に就いていることから、内部監査の独立性をどのように担保しているかを説明すること。 また、「監事監査計画」の策定について監事及び監査室で協議の上策定しているとのことについて、監事監査の独立性をどのように担保しているかを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	評議員が欠員となっていることから、今後の補充計画を説明すること。
2	教学監査を実施していないことから、その理由を明らかにした上で、今後の教学監査に関する計画（監査項目及び実施体制等）について説明すること。
3	令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、その理由と今後の改善方策を説明すること。
4	財務書類等の備付けが遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。
5	1学部2学科の設置申請であり、学科の標準設置経費額の該当分野が異なることから、様式第4号を学科ごとに別葉を作成し、提出すること。
6	新学部設置と外壁改修工事との関係について説明すること。
7	<p>学生確保の見通しに対する審査意見に対する回答において、アンケート対象者に「設置の理念」「養成する人材像」「アドミッション・ポリシー」を明示していないことから、「学生募集対象が文系女子のみならず理系女子に及ぶことについて、その募集対象者が十分理解していないおそれ」があると分析している。それを踏まえ、「今後の学生募集に向けてのプロモーションを行う上で、今回のアンケート調査対象となるべき理系女子がその先のマーケットとして、どれくらい見込めるのかについて」の分析を行っているが、以下の点について説明すること。</p> <p>(1) 「理系女子についても、文系女子に加えて十分なマーケットになり得ると判断」したとのことであるが、これまで理系の生徒を対象にしていなかった理由について。</p> <p>(2) 「理系女子についても、文系女子に加えて十分なマーケットになり得ると判断」したとのことであるが、今後、理系の生徒も募集対象であることを明確にした上で、そのことについて募集対象者に理解してもらうための取組も含め、学生確保につなげていくための具体的な方策について。</p>

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）
2	財務書類等の備付けが遅延して行われたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。
3	理事が競業することに対して、理事会の承認を得ること。
4	関西圏私立大学において国際系学部を持つ大学のうち、10校を競合校として設定しているが、その選定理由を具体的に説明すること。また、競合校と比較分析したときの新設組織の優位性の一つとして、立地状況を挙げているが、その数値的な分析結果を示しつつ、その他に新設組織の優位性があれば明確にした上で、競合校とどのように差別化を図るのか、具体的な方策を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	完成年度における経常収入に対する教育研究経費が同系統の学校法人の平均値に比べ低く、かつ近年この割合が低下傾向にあることから、教育研究条件の充実向上の方策について説明すること。
2	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）
3	3つの学内規程（「文書取扱規程」、「経理規程」、「請負契約規程」）で稟議に関することをどのように網羅しているか、説明すること。
4	<p>高校生に対して実施した入学意向に関するアンケート調査を踏まえた学生確保の見通しの分析について、以下の点を明らかにした上で、改めて新設組織における学生確保の見通しを説明すること。</p> <p>（1）【根拠1】の再度実施したアンケート調査について、①興味のある学問分野②進路希望（私立大学）③受験意向④入学意向のクロス集計の結果、新設組織の入学定員を下回ることから、【根拠2～5】で示したものの以外で定員を充足することがわかる、別の客観的根拠を示すこと。</p> <p>（2）【根拠5】によると、大阪府、京都府には競合校となる大学が多く存在し、大阪府と京都府の「私立看護系大学の志願状況【（一般入試）】」の総志願者数も年々減少していることは、新設組織にとって不利にみられ、18歳人口が減少する中で将来的に看護学部の定員が飽和状態になることも考えられるが、中長期的に新設組織においてなお定員を充足すると考える客観的根拠を示すこと。</p>
5	<p>既設の歯科大学に看護学部を設置することに関して、以下の点を明らかにすること。</p> <p>（1）類似する改組の先行事例の内容及び改組後の定員充足の状況。</p> <p>（2）今回の学部設置による長所及び短所が何であると捉え、それぞれ学生募集にどう影響すると分析しているか。</p> <p>（3）大学名を「大阪歯科大学」から変更せず、看護学部を設置することは、学生募集活動に少なからず影響を及ぼすものと考えられるが、学生への周知等でどのような工夫を講ずるのか。</p> <p>（4）（1）～（3）を踏まえ、新設組織において、なお定員を充足できるとする理由。</p>

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	評議員数が理事数の2倍を超えていないことから、速やかに是正されるよう、今後の補充計画を説明すること。
2	遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携方法を始め、監事による監査の体制の改善方策について検討し、今後の対応を説明すること。
3	監事監査について、監事より「これまでは主に財務監査を実施していたが、今後は業務監査のうち教学監査を実施したい」旨の説明があったが、今後の教学監査の計画（監査項目及び実施体制等）について具体的に説明すること。
4	申請前年度の負債率が25%を超えていることから、申請年度の負債率の見通しについて説明すること。
5	財務書類等の備付けが遅延して行われたことから、今後は法令の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。
6	現在係争中の訴訟において、現状及び今後の見通し、法人としての認識について説明すること。
7	審査参考資料の財務比率表に、完成年度における財務比率の記載がないため、修正の上、改めて提出すること。また、完成年度における学生生徒等納付金に対する教育活動支出の割合が同系統の学校法人の平均値に比べ低い場合は、学生生徒等納付金の学生への還元方策について説明すること。
8	理事長は他の職と兼務が多いため、法人運営に関する必要な意思疎通を欠くおそれがあり、私立学校法に定める理事長としての職務を果たせるのか懸念されることから、現行の体制に関する法人としての認識を明らかにした上で対応を検討し、今後の改善方策を説明すること。
9	申請前年度において、「学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」で示す「財源の基本的な考え方」に従えば、「経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号その4）」において提示された財源では金額が不足するよう見受けられるため、申請年度の決算を踏まえて学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四が準用する第二の二（一）の規定に適合する別の財源を追加し、申請時に学校法人の負債とならない収入により設置経費の財源が保有されていたことを説明すること。
10	高校生及び外国人留学生に対して実施したアンケート調査について、「興味のある学問分野」に関する質問及び回答がクロス集計されておらず、クロス集計結果の数値131人（高校生72人、外国人留学生59

<p>人) の信頼性が十分ではないため、アンケート対象者が新設組織で行う教育研究の内容を十分に理解していることの根拠を明らかにした上で、入学定員を 100 名に設定する妥当性及び学生確保の見通しを改めて説明すること。</p>

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	理事で顧問を兼務している者がいることから、顧問の位置付けとそれぞれの職務内容を明らかにした上で、兼務する妥当性を説明すること。（法人共通）
2	令和3年度中に開催された評議員会、令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、今後の改善方策を説明すること。（法人共通）
3	<p>監事は教学監査の実施及び監査計画の策定に係る質問について「今後勉強していく」「今後作っていく」旨の具体性のない回答のみを提示し、リスクマネジメントについてもその重要性を認識していないと思われる楽観的な回答が見受けられたことから、監事としての役割を認識しているか疑義がある。また、教学監査を実施していないこと等から監事監査の機能が十分に果たされないと思われるため、監事監査の充実に向けた改善方策として、以下の点について説明すること。（法人共通）</p> <p>(1) 「監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者」と規定している、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四が準用する第一の四（一）を踏まえ、学校法人の監事としての適格性を説明すること。</p> <p>(2) 教学監査を実施していないため、その理由を明らかにした上で、今後の教学監査に関する計画（監査項目及び体制等）について説明すること。</p> <p>(3) 監査計画を策定していないため、今後の策定予定について説明すること。</p> <p>(4) 監事監査支援の事務体制について、どの組織がどのような支援を行っているのか具体的に説明すること。</p>
4	理事会及び評議員会の委任状は作成していないと説明されたが、寄附行為19条11項に基づき、委任状の様式を作成すること。（法人共通）
5	非常勤理事への業務状況等の定期的な報告について、回数が少なく具体的な内容が不明確であることから、詳細な報告内容を提示するとともに、より充実を図るための方策を説明すること。（法人共通）
6	「教学組織と意思疎通を図るために、理事会と教学組織の合同会議等の必要性について検討したい」と説明されたが、現在、教学側の意見が意思決定に反映するためにどのような仕組みを構築しているか説明すること。また、より充実を図るために検討していることがあれば、その検討状況及び内容を説明すること。（法人共通）
7	理事長は、質問への回答のほとんどを常務理事に任せ、自身の発言においては、「努めたい」という意思を中心とした抽象的な回答が多く、具体的な方策については提示がなかったことから、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四が準用する第一の四（三）に基づき、「学校法人の全般

【ノートルダム清心学園・ノートルダム清心女子大学国際文化学部】

	の業務について主導的な役割を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができる」のか疑義がある。このため、大学を運営する学校法人の理事長としての適格性を説明すること。（法人共通）
8	学部新設に伴い事務職員を増員することだが、スケジュールを含む採用計画及び資金計画について具体的に説明すること。（法人共通）
9	近年、基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態が続いていることから、経営基盤の安定化に向けた今後の中長期的な財務の見通しについて、法人の認識を説明すること。（法人共通）
10	理事が競業することに対して、理事会の承認を得ること。（法人共通）
11	内部監査委員会について、根拠規程があれば提示の上、構成員及び監査方法を具体的に説明すること。あわせて、当該委員会が内部監査をするに当たり、独立性や客観性をどのように確保しているか説明すること。（法人共通）
12	以下の点を明確にした上で、法人の財産状況等に照らして、新たに2つの学部を同時に設置することの妥当性を説明すること。（法人共通） (1) 令和7年度からの入学定員の変更計画（既設組織を含む学部及び学科ごとの入学定員予定数等）及び新設組織を開設した後の改組の計画。 (2) 入学定員数の変更を反映したリスクシナリオ。
13	学生確保審査意見への回答の中で、競合校の不合格者の約3000人が新設組織を志望する可能性があると分析しているが、以下の点を明らかにして、具体的に何人程度が受験すると見込まれるか説明すること。 (1) 当該不合格者における女子の内訳。 (2) (1)のうち、新設組織に進学すると見込まれる人数及びその根拠。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	理事で顧問を兼務している者がいることから、顧問の位置付けとそれぞれの職務内容を明らかにした上で、兼務する妥当性を説明すること。（法人共通）
2	令和3年度中に開催された評議員会、令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、今後の改善方策を説明すること。（法人共通）
3	<p>監事は教学監査の実施及び監査計画の策定に係る質問について「今後勉強していく」「今後作っていく」旨の具体性のない回答のみを提示し、リスクマネジメントについてもその重要性を認識していないと思われる楽観的な回答が見受けられたことから、監事としての役割を認識しているか疑義がある。また、教学監査を実施していないこと等から監事監査の機能が十分に果たされないと思われるため、監事監査の充実に向けた改善方策として、以下の点について説明すること。（法人共通）</p> <p>(1) 「監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者」と規定している、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四が準用する第一の四（一）を踏まえ、学校法人の監事としての適格性を説明すること。</p> <p>(2) 教学監査を実施していないため、その理由を明らかにした上で、今後の教学監査に関する計画（監査項目及び体制等）について説明すること。</p> <p>(3) 監査計画を策定していないため、今後の策定予定について説明すること。</p> <p>(4) 監事監査支援の事務体制について、どの組織がどのような支援を行っているのか具体的に説明すること。</p>
4	理事会及び評議員会の委任状は作成していないと説明されたが、寄附行為19条11項に基づき、委任状の様式を作成すること。（法人共通）
5	非常勤理事への業務状況等の定期的な報告について、回数が少なく具体的な内容が不明確であることから、詳細な報告内容を提示するとともに、より充実を図るための方策を説明すること。（法人共通）
6	「教学組織と意思疎通を図るために、理事会と教学組織の合同会議等の必要性について検討したい」と説明されたが、現在、教学側の意見が意思決定に反映するためどのような仕組みを構築しているか説明すること。また、より充実を図るために検討していることがあれば、その検討状況及び内容を説明すること。（法人共通）
7	理事長は、質問への回答のほとんどを常務理事に任せ、自身の発言においては、「努めたい」という意思を中心とした抽象的な回答が多く、具体的な方策については提示がなかったことから、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四が準用する第一の四（三）に基づき、「学校法人の全般



【ノートルダム清心学園・ノートルダム清心女子大学情報デザイン学部】

	の業務について主導的な役割を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができる」のか疑義がある。このため、大学を運営する学校法人の理事長としての適格性を説明すること。（法人共通）
8	学部新設に伴い事務職員を増員することだが、スケジュールを含む採用計画及び資金計画について具体的に説明すること。（法人共通）
9	近年、基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態が続いていることから、経営基盤の安定化に向けた今後の中長期的な財務の見通しについて、法人の認識を説明すること。（法人共通）
10	理事が競業することに対して、理事会の承認を得ること。（法人共通）
11	内部監査委員会について、根拠規程があれば提示の上、構成員及び監査方法を具体的に説明すること。あわせて、当該委員会が内部監査をするに当たり、独立性や客観性をどのように確保しているか説明すること。（法人共通）
12	以下の点を明確にした上で、法人の財産状況等に照らして、新たに2つの学部を同時に設置することの妥当性を説明すること。（法人共通） (1) 令和7年度からの入学定員の変更計画（既設組織を含む学部及び学科ごとの入学定員予定数等）及び新設組織を開設した後の改組の計画。 (2) 入学定員数の変更を反映したリスクシナリオ。
13	入学定員を100名から90名に変更することについて、以下の点を明確にした上で、その妥当性を説明すること。 (1) クロス集計の結果において、国公立進学希望者を含めると「92名」となり、入学定員を上回ると説明しているが、国公立大学進学希望者の全員が新設組織に入学するとは考えにくい。また、私立大学進学希望者に限定した場合は「86名」と入学定員を下回る。以上を踏まえると、クロス集計の結果は新設組織における安定的な学生確保の根拠とはならないため、入学定員を上回ると考える別の根拠を提示すること。 (2) 「現在は調査当時よりも受験生への設置構想中の情報デザイン学部に関する認知と理解は広がっていると推察している」との説明があるが、申請時から現在まで実施した学生募集の取組を提示した上で、各取組の効果として学生の確保が見込まれる入学者の数と、その根拠を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	理事長は他の職との兼務が多いため、法人運営に関する必要な意思疎通を欠くおそれがあり、私立学校法に定める理事長としての職務を果たせるのか懸念されることから、現行の体制に関する法人としての認識を明らかにした上で、今後の対応を説明すること。
2	令和3年度中に開催された評議員会、令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、その理由と今後の改善方策を説明すること。
3	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）
4	休止中の収益事業があることから、事業の再開等その在り方について説明すること。
5	様式第4号その1の設置経費における各区分の金額と合計額が合わないため、確認の上修正すること。また、様式第4号その4と総括表における設置経費の財源の金額が異なっているため、確認の上、修正すること。
6	監査計画を策定していないことから、その理由を明らかにした上で、今後の監査計画策定に向けた対応を説明すること。
7	監事の評議員会への出席状況について、審査参考資料総括表では監事が1人も出席していない回は0回となっているが、審査参考資料の評議員会の開催状況では、令和4年11月以降、監事の出席状況の記載がない。確認の上、監事が出席していない評議員会がある場合は、その理由を明らかにするとともに、私立学校法に定める監事としての職務を果たせるよう、今後の改善方策について説明をすること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る
学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	 

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	評議員会の委任状の様式について、白紙委任ともとれる記載があることから、その内容を見直すこと。
2	令和3年度中に開催された評議員会、令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、その理由と今後の改善方策を説明すること。
3	完成年度における経常収入に対する教育研究経費が同系統の学校法人の平均値に比べ低く、かつ近年この割合が低下傾向にあることから、教育研究条件の充実向上の方策について説明すること。
4	
5	申請前年度の負債率が高く、審査基準に定める25%に抵触するおそれがあるため、申請年度の負債率の見通しについて説明すること。
6	理事長や理事が競業をすることに対して、予定どおりに理事会の承認を得たことを説明すること。
7	<p>「経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号その4）」において提示された財源について、次の点を明らかにした上で、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四が準用する第二の二（一）の規定に適合する財源が申請時に保有されていたことを説明すること。</p> <p>（1）本申請に係る施設・設備整備計画が、第2号基本金の計画表の「旭町地区施設・設備整備資金」の計画であることの説明。</p> <p>（2）「経費の見積り及び資金計画を記載した書類（様式第4号その4）」の「有価証券」が、令和4年度決算貸借対照表のどの小科目に該当するかの説明。</p>

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）
2	休止中の収益事業があることから、事業の再開等その在り方について説明すること。
3	理事長や理事が他の学校法人の理事を兼ねているため、理事会において競業の承認を行うこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	教学監査を実施していないことから、その理由を明らかにした上で、今後の教学監査に関する計画（監査項目及び実施体制等）について説明すること。
2	短期大学の学長が理事に置かれておらず、また短期大学は法人事務所から若干遠方となっている。このような体制の下、短期大学の教学に関する意見が理事会に適切に反映させることができるのか疑義があるため、学校法人として短期大学の状況をどのように把握し、法人運営を行うのか、その体制について説明すること。
3	理事長が競業することに対して、理事会の承認を得ること。
4	監査計画を策定していないことから、その理由を明らかにした上で、今後の監査計画に関する計画について説明すること。
5	内部監査組織を置いていないため、法人内の内部監査を実施する組織や実施内容について説明すること。あわせて、監事監査の充実を図るための組織や取組について説明すること。
6	学校法人長野家政学園について、近年、基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態に継続していることから、経営基盤の安定化に向けた今後の中長期的な財務の見通しについて、法人の認識を説明すること。また、学校法人聖啓学園の同書類（令和元年度から令和3年度までの貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）についても併せて提出すること。
7	新設組織で定員未充足が継続した場合の財務や教育研究への影響について、既設組織の定員未充足が継続する可能性や未充足改善に資する方策（長野女子高等学校については廃止予定とのことであったが、他の既設校について改組の予定はあるのか等）、法人全体の経常経費等の状況が考慮されていないように見受けられるため、これらを踏まえた上で、具体的な方策及びその効果を提示し、合併後の学校法人長聖としての対応方針（リスクシナリオ）を改めて作成し、提出すること。
8	申請書の様式第4号その4について、設置経費の財源の区分は貸借対照表上の科目で記載する必要があるため、確認の上、修正すること。
9	「学生確保の見通しと学生確保に向けた取組を記載した書類」におけるクロス集計結果の数値の一部誤りについて、適切な数値に修正すること。
10	申請書の記載方法、審査意見回答文の数値に誤りが散見され（長野県の高校を卒業した男子学生の最近2年間の短期大学への進学状況において令和3年度の割合は約14.9%ではなく、約14.0%）、提

【長聖・長野女子短期大学】

	出書類の信憑（しんぴょう）性に疑義が生じかねないため、ミスを防止するためのチェック体制を確立させた上で適切な書類の作成に留意すること。
11	学生確保審査意見への回答の中で示されている、長野県の高校を卒業した男子学生の短期大学への進学・受入状況について、いずれも低い数値であり、男子学生が受入れ対象となることにより学生確保を見込む根拠としては不十分である。これらの数値を踏まえた上でもなお、男子学生が受入れ対象となることにより学生確保を見込む根拠を改めて説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	教学監査を実施していないことから、その理由を明らかにした上で、今後の教学監査に関する計画（監査項目及び実施体制等）について説明すること。
2	令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、その理由と今後の改善方を説明すること。
3	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）
4	借用の校舎について、定期建物賃貸借契約の期間は2020年9月1日から2025年8月31日までであり、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四が準用する第一の一（四）のイ又はウに適合しないことから、いずれの規定を適用するかを説明し、その根拠資料を追加で提出すること。
5	<p>既設の京都光華女子大学及び短期大学部の複数の組織が定員未充足であり、令和5年4月時点の入学定員充足率が収容定員充足率に対して大きく低下していることから、次の点を明らかにした上で、その改善の見通しと、学校法人として新たに短期大学部の学科を設置（投資）することの妥当性を説明すること。</p> <p>（1）既設組織で定員未充足が生じており、令和5年度の入学定員充足率が更に低下した要因とその分析結果。</p> <p>（2）（1）や社会の動向等を踏まえた具体的な改善方策。</p> <p>（3）（1）及び（2）を踏まえた、既設組織の改組や定員見直しの検討状況及び検討している場合はその内容。</p> <p>（4）既設組織の定員未充足が継続した場合の、学校法人の財務への影響に関する分析結果及び対応方針（リスクシナリオ）。</p>

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	代表権登記日に登記依頼日が記載されており、登記日が不明確であるため、修正するとともに、組合等登記令に定める期間内に登記されていない場合は、その理由と改善方策について説明すること。
2	新設組織で定員未充足が継続した場合の財務や教育研究への影響について、令和6年度中の改組に要する経費、既設組織の定員未充足が継続する可能性、法人全体の経常経費等を考慮していないため、それらを分析した上で、改めて対応方針（リスクシナリオ）を説明すること。
3	利益相反取引の該当がない旨の説明があるが、理事長が兼務している組織について、関係当事者との取引があることから、審査参考資料を修正の上、利益相反取引について速やかに理事会の承認を得ること。
4	<p>大学生・社会人の入学意向についてのアンケート調査を踏まえた学生確保の見通しの分析について、以下の点を明らかにした上で、改めて新設組織における学生確保の見通しを説明すること。</p> <p>(1) 「入学意向」に関する質問及び回答がなく、「入学意向」がクロス集計されていない「受験希望（質問9）」のみを根拠とする理由及びその妥当性。</p> <p>(2) 「受験希望者」22人と進学時期をクロス集計した結果、令和6年度から令和9年度までのそれぞれの数値が入学定員（6名）を下回っているにもかかわらず、学生確保の見通しがあると分析する理由及び定員が充足することを示す別の定量的根拠。</p> <p>(3) 「5月12日現在、入学意向のある受験希望者が4名増加した」とする数値の根拠及びその妥当性。</p> <p>(4) 領域ごとに想定する入学者数及び領域ごとに学生確保の見通しがあると分析する定量的根拠。</p>



令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	令和3年度中に開催された評議員会、令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、その理由と今後の改善方策を説明すること。
2	非常勤役員への業務状況等の定期的な報告や監事監査を支援するための取組が不十分であることから、今後の改善方策を説明すること。
3	審査参考資料の財務比率表に、完成年度における財務比率の記載がないため、修正の上、改めて提出すること。また、完成年度における学生生徒等納付金に対する教育活動支出の割合が同系統の学校法人の平均値に比べ低い場合は、学生生徒等納付金の学生への還元方策について説明すること。
4	財務書類等の備付け時期について、審査参考資料で「令和4年5月31日」と記載されているが、審査参考資料総括表では「令和4年6月30日」と記載されている。実状に併せてこれらが整合するように修正するとともに、遅延している場合は、今後法令に基づくこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携方法を始め、監事による監査の体制の改善方策について検討し、今後の対応を説明すること。
2	学生等の募集を停止中の組織については、速やかに検討を行い、廃止等の適切な措置を講ずること。（環太平洋大学短期大学部 人間発達学科）
3	代表権の登記が令和5年4月6日で登記申請中となっていることから、その後の状況について説明すること。仮に遅延した場合はその理由を説明するとともに、今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。
4	審査参考資料における理事会・評議員会の開催状況の資料について、令和3年度予算を決議した理事会・評議員会から記載の上、提出すること。また、委任状が添付されていないため、添付すること。
5	より高度な教育研究を行う大学院を設置する計画であるにもかかわらず、図書に要する経費を含め既存の学部等の施設・整備を共用するのみの資金計画となっている理由を説明すること。
6	常務理事が内部監査室長に就いていることから、内部監査の独立性をどのように担保しているかを説明すること。
7	学生確保審査意見に対する回答において、社会人である「本学学部卒業生（学内就業者）」と「大学現職教職員」については、本研究科における養成する人材像とともに進学に当たる資質等を学内メールにて周知を行った上でアンケートを実施したとのことであるため、当該メールの写しを提出すること。また、学内就業者以外の学部卒業生に対してはどのような対応を行ったかについて説明すること。
8	<p>学生確保のアンケート調査において社会人は「本学学部卒業生」と「大学現職教職員」を対象としていることについて、以下の点について説明すること。</p> <p>(1) 調査結果として博士前期課程、博士後期課程に進学を希望する社会人がそれぞれ6名となっているが、「本学学部卒業生」と「大学現職教職員」の内訳について。</p> <p>(2) 「大学現職教職員」が本学の教職員である場合、養成する人材像や人材需要の動向の観点から、「大学現職教職員」をアンケート調査の対象として設定した適切性及び本研究科の学位にニーズがあると想定される組織等に対してアンケートを実施していない理由。</p>

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る
学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	 


令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	近年、基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態が続いていることから、経営基盤の安定化に向けた今後の中長期的な財務の見通しについて、法人の認識を説明すること。
2	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）
3	休止中の収益事業があることから、事業の再開等その在り方について説明すること。
4	
5	審査参考資料の財務比率表に、完成年度における財務比率の記載がないため、修正の上、改めて提出すること。また、完成年度における学生生徒等納付金に対する教育活動支出の割合が同系統の学校法人の平均値に比べ低い場合は、学生生徒等納付金の学生への還元方策について説明すること。
6	令和5年度の入学者の入学定員に対する割合が0.5程度の既設組織（和洋女子大学国際学部英語コミュニケーション学科、国際学部国際学科、家政学部家政福祉学科、和洋九段女子高等学校）が複数あることから、これらの組織が定員充足していない要因及び学校法人の財務への影響を明確にした上で、定員未充足の改善方策を具体的に説明すること。
7	新設組織で定員未充足が続続した場合の財務や教育研究への影響について、令和6年度中の改組に要する経費、既設組織の定員未充足が続続する可能性、法人全体の経常経費等を考慮していないため、それらを分析した上で、改めて対応方針（リスクシナリオ）を説明すること。


令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	令和3年度中に開催された評議員会、令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、その理由と今後の改善方策を説明すること。
2	事業に関する中期計画の策定会議の開催順序について、審査参考資料総括表と審査参考資料で開催時間の記載に齟齬があり、また、審査参考資料からは議決を行った時刻が不明確である。実状に併せてこれらが整合するように修正するとともに、会議の運営が寄附行為に基づき行われていない場合は、その理由と今後の改善方策を説明すること。
3	既設校の文京学院大学について、令和5年4月時点で入学定員充足率が急激に低下している学科が複数あり、特に新設する研究科と関連する学科（文京学院大学人間学部人間福祉学科）については、新設組織の定員充足率に影響を及ぼすことも想定されることから、大学全体及び新設組織に関連する既設組織の入学定員充足率が低下した要因の分析結果を明確にした上で、今後の定員未充足の改善方策を説明すること。
4	審査参考資料の財務比率表に、完成年度における財務比率の記載がないため、修正の上、改めて提出すること。また、完成年度における学生生徒等納付金に対する教育活動支出の割合が同系統の学校法人の平均値に比べ低い場合は、学生生徒等納付金の学生への還元方策について説明すること。
5	学生確保審査意見を踏まえて実施している追加調査で説明されている特別推薦入学枠の入学定員を明示するとともに、同枠の入学希望者数をもって研究科全体の入学定員を充足させる直接的な根拠とすることの妥当性を明らかにした上で、改めて定員充足できる見通しを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携方法を始め、監事による監査の体制の改善方策について検討し、今後の対応を説明すること。
2	会議の運営が寄附行為に基づき行われていないため、その理由と今後の改善方策を説明すること。【・理事会及び評議員会の開催順序（・令和2年度決算・令和3年度決算）】
3	令和3年度中に開催された評議員会、令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、その理由と今後の改善方策を説明すること。
4	評議員が選任条項上の欠員となっていることから、今後の補充計画を説明すること。当該欠員が職務の兼務により生じているのであれば、人員構成と寄附行為との整合性を図るよう対応すること。
5	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）。
6	

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携方法を始め、監事による監査の体制の改善方策について検討し、今後の対応を説明すること。（法人共通）
2	
3	より高度な教育研究を行う大学院を設置する計画であるにもかかわらず、図書に要する経費が計上されていない資金計画となっている理由を説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	令和4年度中に開催された評議員会に一度も出席していない者がいることから、その理由と今後の改善方を説明すること。
2	登記が遅延して行われていたことから、その理由を説明すること。今後は、特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）
3	内部監査組織を設置していないため、法人内の内部監査について監査組織や実施している内容について説明すること。
4	理事長が重任したときの登記が行われていないため、登記の可否を明らかにし、登記が必要な場合は、速やかに登記を行うこと。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	会議の運営が寄附行為に基づき行われていないため、その理由と今後の改善方策を説明すること。【・理事会及び評議員会の開催順序（・令和3年度決算・令和3年度監事の監査報告）】
2	教学監査を実施していないことから、その理由を明らかにした上で、今後の教学監査に関する計画（監査項目及び実施体制等）について説明すること。
3	財務書類等の公表（ホームページへの掲載）に当たり、財務情報等に関するわかりやすい説明の掲載など、より一層の充実をすること。
4	登記が遅延して行われるとの説明があるが、その理由を説明すること。遅延している場合、今後は特段の事情のない限り、法令等の規定に基づき、所定の期日までに行うこと。（代表権登記）
5	審査参考資料で、「新生及びその保護者が行う寄附金の募集をしていない」と説明しているが、審査参考資料総括表では、「募集はしているものの募集要項等には任意であることを明記していない」と記載している。令和4年度入学者に係る寄附金を募集しているか否か説明するとともに、寄附金を募集している場合は、任意であることを明記すること。
6	より高度な教育研究を行う大学院を設置する計画であるにもかかわらず、計上されている図書に要する経費が少額であることから、新設組織の教育研究上、これらの整備が十分であることを説明するか、必要に応じて資金計画の見直しを図ること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	評議員会の委任状の様式が添付されていないため、添付すること。
2	より高度な教育研究を行う大学院を設置する計画であるにもかかわらず、図書に要する経費が計上されていない資金計画となっている理由を説明すること。
3	広島国際大学の複数の組織が定員未充足であることから、次の点を明らかにした上で、その改善の見通しを説明すること。 (1) 既設組織で定員未充足が生じている要因とその分析結果。 (2) (1) や社会の動向等を踏まえた具体的な改善方策。 (3) (1) 及び(2) を踏まえた、既設組織の改組や定員見直しの検討状況及び検討している場合はその内容。 (4) 既設組織の定員未充足が継続した場合の、学校法人の財務への影響に関する分析結果及び対応方針(リスクシナリオ)。


令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	申請前年度の負債率が比較的高いことから、負債の減少に関する今後の財務計画について説明すること。
2	より高度な教育研究を行う大学院を設置する計画であるにもかかわらず、図書に要する経費を含め既存の学部等の施設・整備を共用するのみの資金計画となっている理由を説明すること。
3	学生確保の見通しに関する次の点について、改めて説明すること。 (1) 再度、在学生及び現職者に対して実施したアンケート調査結果について、「受験してみたいと思う」というやや不確実な選択肢のクロス集計結果を根拠とする理由及びその結果の確実性を説明すること。 (2) 提示された「近畿圏内における新設組織の分野（理学療法学科、作業療法学科、臨床工学科）の充足状況」において志願者数及び入学者数が1名の大学院があるなど、当該分野の修士号取得者が社会的、地域的な需要があるか不明確であるため、改めて客観的根拠に基づき分析の上、新設組織の分野の入学需要及び社会的、地域的な需要があることを説明すること。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	遠隔地に所在する設置校があることから、監事を支援する組織と監事との連携方法を始め、監事による監査の体制の改善方策について検討し、今後の対応を説明すること。
2	近年、基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態が続いていることから、経営基盤の安定化に向けた今後の中長期的な財務の見通しについて、法人の認識を説明すること。
3	収益事業に関する次の点について、学校法人として収益事業の在り方を十分に検討の上、説明すること。 (1) 休止中の収益事業について、休止としている具体的な理由を示し、事業の再開等その在り方について説明すること。再開の予定がない場合は、寄附行為を変更すること。 (2) 複数年にわたって赤字の収益事業について、学校法人の収益事業は、設置する私立学校の教育に支障のない限り行うことができるものであることを踏まえて、今後の対応を速やかに検討し、その対応方針を説明すること。
4	申請前年度の負債率が比較的高いことから、負債の減少に関する今後の財務計画について説明すること。
5	より高度な教育研究を行う大学院を設置する計画であるにもかかわらず、図書に要する経費が計上されていない資金計画となっている理由を説明すること。
6	学生募集を停止中の組織について、学生がいない場合は速やかに廃止等の措置を講じること。(千葉科学大学薬学部生命薬科学科)
7	既設組織の定員未充足に関して、定員未充足の学科ごとの要因分析結果及び改善方策は説明されたものの、学校法人としての戦略を踏まえた方策は不明確であり、令和5年4月時点での入学者の入学定員に対する入学者の割合が低下している組織も散見されることから、次の点を明確にした上で、改めて学校法人としての定員未充足の改善方策について説明すること。 (1) 定員未充足の要因や社会の動向等を踏まえた、学校法人の定員未充足改善に資する戦略及び具体的な方策。 (2) (1)を踏まえた、設置校全体を通じた既設組織の改組や定員見直しの検討状況及び検討している場合はその内容。 (3) 既設組織の定員未充足が続続した場合の、学校法人の財務への影響に関する分析結果及び対応方針(リスクシナリオ)。

令和6年度開設予定の大学の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	<p>学生確保の取組として、大きく5つの方策（スクールバスの運用、高校訪問強化、通信制高校に対する募集・広報活動の展開、留学生の獲得、SNSでの発信強化）が示されたが、方策ごとに以下の観点を盛り込んで、改めて説明をすること。</p> <p>（1）方策の具体的な内容。</p> <p>（2）それらの方策を取ることに至った要因分析（データ等のエビデンスや従来取組との違い等も含めて説明すること）。</p> <p>（3）（2）を踏まえ、それらの方策を行った際に見込まれる具体的な効果（可能な限り定量的に説明すること）。</p>
2	<p>学生確保の見通しについて、学生確保の取組の強化策について説明があったが、具体的な時期や改善の見通しに関する説明が十分でなかったことから、それらを実施した上で、いつまでにどれくらいの定員を充足させる計画であるかを、言語コミュニケーション学科、幼児教育学科ごとにそれぞれ説明をすること。</p>
3	<p>監事が2名共に非常勤であり、かつ、法人所在地に在住していないことから、監事を支援する体制及び監事との連携方法等について説明するとともに、今後の監事監査の計画について説明すること。</p>
4	<p>理事長予定者より財務計画について3年で黒字化させる旨の説明があったが、その具体的な根拠及び計画について説明すること。なお、その場合に、学生確保の強化の方策に係る費用（スクールバスや留学生受入れ体制の整備等）も勘案した上で説明をすること。</p>
5	
6	<p>認可された場合の校地、校舎の所有権移転登記の手続や土地賃貸契約の変更手続等の計画について、今後の予定を説明すること。</p>
7	<p>諸規定の整備について、いつまでに整備される見通しかを説明すること。</p>

令和6年度開設予定の大学等の学部等の設置等に係る
学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	新設組織で使用する校地に根抵当権が設定されており、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四が準用する第一の一（二）の規定に抵触するため、是正すること。

令和6年度開設予定の大学等の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	<p>新たに設置する情報社会学部の標準設置経費（施設）及び標準設置経費（設備）（以下「標準設置経費」という。）について、本学部の情報デザイン学科（該当する分野：その他）及び現代社会学科（該当する分野：人文科学関係又は社会科学関係）は該当する分野が異なるため、学科ごとに標準設置経費を算出し、その金額以上の額を校舎及び設備の整備に要する経費として計上しなければならない。</p> <p>本学部の設置に伴う校舎及び設備の整備の計画（以下「整備計画」という。）は、学部共通の工事や学部共用の教具等の購入であるところ、整備計画に要する経費として学科ごとに計上する金額は、それぞれの学科の標準設置経費の割合に基づき按分して算出している。</p> <p>標準設置経費は、設置しようとする学部等の該当分野に応じて、教育研究環境の質を担保する最低限度の経費の基準であり、共通で使用するものの按分根拠としては適当ではないため、収容定員に基づいて按分するなどの適切な方法により、改めて学科ごとに整備計画に要する経費を計上すること。</p> <p>その上で、学科ごとの整備計画が標準設置経費額に満たない場合は、新たな整備計画及びその財源を追加すること。</p>

令和6年度開設予定の大学等の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	<p>理事長は、7月に実施した面接審査（以下「面接審査（7月）」という。）において、私立学校法及び学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（以下「審査基準」という。）に記載のある理事長の役割や基準について「わからない」と回答し、理事長としての役割を十分に理解していないと見受けられたことから、審査基準第四が準用する第一の四（三）に基づき、理事長が「学校法人の業務の全般について主導的な役割等」を果たしているのかについて疑義があるため、以下の点を説明し、理事長の適格性を明らかにすること。（法人共通）</p> <p>(1) 面接審査（7月）において、理事長が「理事長は経営のトップである」と回答したことを踏まえ、理事長の学校法人の経営者としての考えについて説明すること。</p> <p>(2) 私立学校法第37条第1項に「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。」及び審査基準第四が準用する第一の四（三）に「理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。」とあるが、これらに照らして、理事長として実際に果たしている役割を具体的に説明すること。</p> <p>(3) 面接審査（7月）において、理事長は「周囲に意見を求め、連携していきたい」と説明されたが、周囲の意見を聞いた上で、どのように連携し、理事長としての役割を果たしているか、説明すること。</p>
2	<p>監事は、面接審査（7月）において、教学監査や監査報告書等に関する質問に対して「よくわからない」や「自分の専門ではない」などと回答したことから、審査基準第四が準用する第一の四（一）に基づき、監事が「学校法人の管理運営に必要な知識」を有しているか疑義があるため、以下の点を説明し、監事の適格性を明らかにすること。（法人共通）</p> <p>(1) 5月に実施した面接審査（以下「面接審査（5月）」という。）において、教学監査について「全国の監事研修会で勉強し、しっかりやっていきたい」と話していたことに関連して、面接審査（7月）で「現在スキルアップのためにやっていること」について質問したところ、明確な回答が得られなかった。監事が面接審査（5月）から現在までの間に、取り組んでいることを説明すること。</p> <p>(2) 審査参考資料の「監事の職務執行状況」には、2名の監事は「共同して財務状況、業務状況・理事の業務遂行の監査を行った」と記載があるが、面接審査（7月）では監事から財務に関して「自分の専門以外については詳しくないため、もう一人の監事に任せている」という旨の発言があった。監事の役割分担がある場合にはそれを明確にし、それぞれの監事が、監事としての職務を果たすために必要な知識又は経験を有していることを説明すること。</p>
3	<p>監事監査等に関する以下の点を明らかにすること。（法人共通）</p> <p>(1) 監事の監査計画の策定に関する審査意見への回答において、具体的な説明がなかったため、監事の監査計画の策定の予定について説明すること。監事の監査計画が策定されている場合は添付すること。</p>

【ノートルダム清心学園・ノートルダム清心女子大学国際文化学部】

	<p>(2) 教学監査について、面接審査（7月）では「令和5年度の10月」に実施すると説明されたが、その内容が不明確であるため、具体的な監査項目及び監査方法を説明すること。また、令和5年度10月以降の実施予定について説明すること。</p> <p>(3) 審査意見への回答に、監事監査の支援体制は内部監査規程に基づき、「法人事務局長を中心にして法人事務局員が兼務する形で支援にあたる」と説明があるが、実際に行っている支援方法が不明確なため、具体的な支援方法を説明すること。</p>
4	<p>常務理事と顧問について、面接審査（7月）では「常務理事は非常勤、顧問は常勤」であり、「業務内容で常務理事と顧問の区別はしていない」という旨の説明があった。</p> <p>常務理事と顧問のそれぞれの役割や報酬額が不明確であり、雇用形態と実際の職務内容に矛盾が生じていないか懸念があるため、常務理事と顧問の兼務について、以下の点を具体的に説明すること。（法人共通）</p> <p>(1) 常務理事(非常勤)と顧問(常勤)のそれぞれの報酬年額と、各報酬年額の算定根拠（役員報酬規程、顧問規程、理事会等での議決が確認できるもの等）を説明すること。</p> <p>(2) 常務理事兼顧問である菊永氏の報酬年額について、4月提出の審査参考資料では、常務理事(非常勤)は●●●円、顧問(常勤)は●●●●●円と記載があるが、6月提出の審査参考資料には、常務理事(非常勤)が●●●●●円、顧問(常勤)が●●●●●円と記載されている。このように、約2か月間で報酬年額が変更されていることについて、その理由を説明すること。</p> <p>(3) 顧問(常勤)の報酬年額が●●●●●円である場合、常勤として週●●日勤務しているにもかかわらず、顧問(常勤)に対する報酬が支払われていないことについて、規程等の根拠に基づきその妥当性を説明すること。一方で、常務理事(非常勤)の報酬年額が●●●●●円である場合、常務理事(非常勤)の阿部氏の報酬年額「●●●●●円」との違いを、役員報酬規程等に基づき説明すること。</p>
5	<p>申請前年度である令和4年度から過去3年間にわたり、基本金組入前当年度収支差額がマイナスである財務状況について、面接審査（7月）において理事長は「2学部で学生を確保すれば経営は安定していく」という旨の発言をしていたが、学生が確保できなかった場合の想定等については説明がなく、今後の財務状況の見通しに懸念があるため、以下の点を説明し、2つの学部を新たに設置できる経営状況にあることを明らかにすること。（法人共通）</p> <p>(1) 基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態を継続している状況が改善されないまま、2つの学部を新たに設置するという投資を行うことのリスクをどのように分析しているのか説明すること。また、学校法人の財務状況の改善方策として、2つの学部の新たな設置による学生納付金収入の増額以外の他の方策について説明すること。</p> <p>(2) 面接審査（7月）において、「学生一人当たりの教職員数を調整し、財務の悪化の原因である人件費率を改善することで財務状況が改善していく」という旨の説明があったが、学生一人に対する教職員数を削減することは、教育の質と学生のサポートの質の低下を招き、学生確保に影響を与える恐れがあると考えられるため、その対応策を説明すること。その際、2つの学部を新たに設置することにより、定員が増加することとの関係も含めて説明すること。</p>

令和6年度開設予定の大学等の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	<p>理事長は、7月に実施した面接審査（以下「面接審査（7月）」という。）において、私立学校法及び学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（以下「審査基準」という。）に記載のある理事長の役割や基準について「わからない」と回答し、理事長としての役割を十分に理解していないと見受けられたことから、審査基準第四が準用する第一の四（三）に基づき、理事長が「学校法人の業務の全般について主導的な役割等」を果たしているのかについて疑義があるため、以下の点を説明し、理事長の適格性を明らかにすること。（法人共通）</p> <p>(1) 面接審査（7月）において、理事長が「理事長は経営のトップである」と回答したことを踏まえ、理事長の学校法人の経営者としての考えについて説明すること。</p> <p>(2) 私立学校法第37条第1項に「理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。」及び審査基準第四が準用する第一の四（三）に「理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。」とあるが、これらに照らして、理事長として実際に果たしている役割を具体的に説明すること。</p> <p>(3) 面接審査（7月）において、理事長は「周囲に意見を求め、連携していきたい」と説明されたが、周囲の意見を聞いた上で、どのように連携し、理事長としての役割を果たしているか、説明すること。</p>
2	<p>監事は、面接審査（7月）において、教学監査や監査報告書等に関する質問に対して「よくわからない」や「自分の専門ではない」などと回答したことから、審査基準第四が準用する第一の四（一）に基づき、監事が「学校法人の管理運営に必要な知識」を有しているか疑義があるため、以下の点を説明し、監事の適格性を明らかにすること。（法人共通）</p> <p>(1) 5月に実施した面接審査（以下「面接審査（5月）」という。）において、教学監査について「全国の監事研修会で勉強し、しっかりやっていきたい」と話していたことに関連して、面接審査（7月）で「現在スキルアップのために行っていること」について質問したところ、明確な回答が得られなかった。監事が面接審査（5月）から現在までの間に、取り組んでいることを説明すること。</p> <p>(2) 審査参考資料の「監事の職務執行状況」には、2名の監事は「共同して財務状況、業務状況・理事の業務遂行の監査を行った」と記載があるが、面接審査（7月）では監事から財務に関して「自分の専門以外については詳しくないため、もう一人の監事に任せている」という旨の発言があった。監事の役割分担がある場合にはそれを明確にし、それぞれの監事が、監事としての職務を果たすために必要な知識又は経験を有していることを説明すること。</p>
3	<p>監事監査等に関する以下の点を明らかにすること。（法人共通）</p> <p>(1) 監事の監査計画の策定に関する審査意見への回答において、具体的な説明がなかったため、監事の監査計画の策定の予定について説明すること。監事の監査計画が策定されている場合は添付すること。</p>

【ノートルダム清心学園・ノートルダム清心女子大学情報デザイン学部】

	<p>(2) 教学監査について、面接審査（7月）では「令和5年度の10月」に実施すると説明されたが、その内容が不明確であるため、具体的な監査項目及び監査方法を説明すること。また、令和5年度10月以降の実施予定について説明すること。</p> <p>(3) 審査意見への回答に、監事監査の支援体制は内部監査規程に基づき、「法人事務局長を中心にして法人事務局員が兼務する形で支援にあたる」と説明があるが、実際に行っている支援方法が不明確なため、具体的な支援方法を説明すること。</p>
4	<p>学生確保に関するアンケートにおいて、問1の卒業後の進路に関する質問で「私立大学に進学」を選択した者だけでなく「国公立大学に進学」を選択した者を含めてクロス集計した結果の「131名」は入学定員を上回ると説明しているが、問1は複数回答が可能であることから、そのうちの「45名」は「国公立大学に進学」のみを選択したとわかる。その「45名」は、私立大学である新設組織に入学したいと回答していることの確実性が低いと考えられることから、審査基準第四が準用する第一の三（五）に基づき、入学定員が「妥当な資料の分析により合理定に算定」されているか疑義があるため、改めて、以下の点を明らかにした上で、入学定員を90名に設定した妥当性を説明すること。</p> <p>(1) 審査意見への回答で示された「2018年度/2019年度/2021年度/2022年度進研模試高3生・高卒生総合学力模試・大学共通テスト模試・6月進研アド提供」の受験生の志願先のデータについて十分な分析結果が説明されていないため、分析結果を説明すること。</p> <p>(2) (1)の結果等も踏まえて、入学定員を90名と設定する妥当性を説明すること。根拠が不足する場合は、別の根拠を提示すること。</p>
5	<p>常務理事と顧問について、面接審査（7月）では「常務理事は非常勤、顧問は常勤」であり、「業務内容で常務理事と顧問の区別はしていない」という旨の説明があった。常務理事と顧問のそれぞれの役割や報酬額が不明確であり、雇用形態と実際の職務内容に矛盾が生じていないか懸念があるため、常務理事と顧問の兼務について、以下の点を具体的に説明すること。（法人共通）</p> <p>(1) 常務理事(非常勤)と顧問(常勤)のそれぞれの報酬年額と、各報酬年額の算定根拠（役員報酬規程、顧問規程、理事会等での議決が確認できるもの等）を説明すること。</p> <p>(2) 常務理事兼顧問である菊永氏の報酬年額について、4月提出の審査参考資料では、常務理事(非常勤)は●●●円、顧問(常勤)は●●●●●円と記載があるが、6月提出の審査参考資料には、常務理事(非常勤)が●●●●●円、顧問(常勤)が●●●●●円と記載されている。このように、約2か月間で報酬年額が変更されていることについて、その理由を説明すること。</p> <p>(3) 顧問(常勤)の報酬年額が●●●●●円である場合、常勤として週●●日勤務しているにもかかわらず、顧問(常勤)に対する報酬が支払われていないことについて、規程等の根拠に基づきその妥当性を説明すること。</p> <p>一方で、常務理事(非常勤)の報酬年額が0円である場合、常務理事(非常勤)の阿部氏の報酬年額「●●●●●円」との違いを、役員報酬規程等に基づき説明すること。</p>
6	<p>申請前年度である令和4年度から過去3年間にわたり、基本金組入前当年度収支差額がマイナスである財務状況について、面接審査（7月）において理事長は「2学部で学生を確保すれば経営は安定してい</p>

【ノートルダム清心学園・ノートルダム清心女子大学情報デザイン学部】

く」という旨の発言をしていたが、学生が確保できなかった場合の想定等については説明がなく、今後の財務状況の見通しに懸念があるため、以下の点を説明し、2つの学部を新たに設置できる経営状況にあることを明らかにすること。（法人共通）

(1) 基本金組入前当年度収支差額がマイナスの状態を継続している状況が改善されないまま、2つの学部を新たに設置するという投資を行うことのリスクをどのように分析しているのか説明すること。また、学校法人の財務状況の改善方策として、2つの学部の新たな設置による学生納付金収入の増額以外のその他の方策について説明すること。

(2) 面接審査（7月）において、「学生一人当たりの教職員数を調整し、財務の悪化の原因である人件費率を改善することで財務状況が改善していく」という旨の説明があったが、学生一人に対する教職員数を削減することは、教育の質と学生のサポートの質の低下を招き、学生確保に影響を与える恐れがあると考えられるため、その対応策を説明すること。その際、2つの学部を新たに設置することにより、定員が増加することとの関係も含めて説明すること。

令和6年度開設予定の大学等の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	新設組織で使用する校地及び校舎に抵当権が設定されており、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四が準用する第一の一（二）及び第一の一（四）の規定に抵触するため、是正すること。

令和6年度開設予定の大学等の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	新設組織で使用する校地及び校舎に抵当権が設定されており、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準第四が準用する第一の一（二）及び第一の一（四）の規定に抵触するため、是正すること。

令和6年度開設予定の大学等の学部等の設置等に係る 学校法人の寄附行為変更認可申請に関する意見

	意見
1	完成年度までの各年度における経常経費の資金計画の財源は学生納付金収入、寄附金収入、資産運用収入、その他の確実に収納される見込みのある資金を充てる必要があるが、審査意見の回答において、「高校訪問強化による一般学生の獲得については（略）数年前の学生数と同じであるので実現可能とみております」、「留学生の獲得については、現時点では未知数であるのが正直なところである」と説明するなど、確実に収納される見込みのある資金が充てられているかに疑義があることから、定量的な根拠を示した上で、改めて資金収支計画を作成すること。
2	審査意見への回答で示されたリスクシナリオについて、複数の選択肢を示すものとどまっており、資金収支のシミュレーションもなされておらず、どのような場合にどのような方策をとっていくかが不明確であることから、改めて具体性のあるリスクシナリオを作成すること。
3	学校法人の管理運営上必要な諸規程の整備がなされておらず、速やかに整備する必要があることから、整備予定の規程を示した上で、具体的な整備時期及び整備のための体制について説明をすること。